

第1章 調布市不登校児童・生徒への支援プランの概要

1 策定の経緯

調布市教育委員会では、「子ども一人一人を大切にできる教育の実現」を目指し、平成31年1月「調布市立小・中学校における不登校児童・生徒への支援方針」を策定し、不登校施策を展開してきました。

この間、国、東京都及び調布市の子どもたちを取り巻く環境は、大きく変化してきました。小・中学校の不登校の児童・生徒は増加し、令和4年度には全国で30万人に達しようとしています。その背景には、新型コロナウイルス感染症の影響等が指摘されていますが、根底には、子どもたちの社会的な自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われています。今後、学校は社会の変化に順応しつつ、子どもの多様性に適応していくことが求められます。

各自治体における不登校児童・生徒に対する支援の役割は、より一層大きくなっており、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年公布）に基づき、様々な不登校施策を展開しているところです。令和5年3月には、文部科学省から、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」が示されました。

これを受けて、本市においても、現行の不登校支援に関する取組の成果と課題を明らかにし、これまでの支援方針を継承しながら、体系を見直すこととしました。

2 策定の目的

不登校とは、多様な要因・背景により結果として不登校状態になっているということであり、「問題行動」と判断することはありません。

この前提に立ち、調布市では、全ての子どもたちが、安心して教育を受けることができるようにするとともに、どの子どもも、学びたいと思った時に学べる環境を整え、学校と保護者・地域、関係機関が連携しながら、社会全体で子どもたちの社会的な自立を支えることを目指すため、調布市不登校児童・生徒への支援プランを策定しました。

3 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

4 各計画等との関係

